**四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市の狭あい道路の拡幅等を図り、もって交通、災害対策等における地域の生活環境の改善を促進するため、建築行為に伴い狭あい道路を拡幅する者に対し、予算の定める範囲内において、四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

1. 狭あい道路　道路幅員が４メートル未満の道路のうち、市道（道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項に規定する道路をいう。）であり、かつ次に掲げるものをいう。

ア　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第４２条第２項に規定する道路

イ　建築物（法第２条第１号に規定する建築物をいう。以下同じ。）が現に建ち並んでいる道路（アに掲げる道路を除く。）で、市長が拡幅を必要と認める道路

1. 建築行為　建築物の新築、増築、改築する行為をいう。
2. 後退用地　狭あい道路に接する土地のうち、次に掲げるものをいう。

ア　法に基づき、当該狭あい道路において発生する道路後退が必要な区域の土地。なお、必要な後退距離及び面積については、原則建築確認申請により、建築主事の確認を受けたもの。

イ　周辺の道路後退状況等により、市と協議の上さらに後退の必要があると認めた土地。

1. 隅切り　道路の交差部における車両等の通行の安全を確保するために角地にあたる敷地の一部を道路状にする行為（側溝等が必要な場合は、側溝等を加えた部分）をいう。
2. 拡幅等　交通の流れや安全性の確保のために後退用地又は隅切りに存在する建築物・工作物等を除去し、側溝の築造及び路面の舗装を行い通行に支障のない状態にすることをいう。
3. 建築主等　狭あい道路に接する土地に建築行為をする者及び後退用地又は隅切りについてこの要綱に定める拡幅等を行う者をいう。
4. 寄附　後退用地又は隅切りにあたる土地を建築主等から市に寄贈する行為をいう。
5. 舗装工事　道路の地盤面下を数層にわたって締固めて自動車荷重などに対する耐力を維持し、表面はアスファルトなどで敷き固め、人や自動車が安全・スムーズに通行可能とする工事をいう。
6. 側溝等築造工事　後退した土地に流入する路面排水等を市が管理する排水構造物に安全に流出できるよう道路に沿った排水施設を設ける工事をいう。
7. 交通安全施設設置工事　道路後退が生じることにより、隣接地の工作物等に接触するおそれがある場合の交通安全対策として、車止めやカーブミラー等を設置する工事をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、後退用地の寄附を目的に行う、次の各号に掲げる工事等とする。

1. 舗装工事
2. 側溝等築造工事及び交通安全施設設置工事
3. 寄附に係る測量及び分筆登記業務

（適用の除外）

第４条　補助対象事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金を交付しない。

1. 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が行うもの
2. 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条に規定する開発行為を伴うもの
3. 土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）に基づく道路の築造に伴って行うもの
4. 法第４２条第１項第５号に定める道路の築造に伴って行うもの

（補助金の額）

第５条　補助金額は、別表に基づき算出するものとし、区分毎に補助金額を算出するものとする。

２　前項の規定により算出した補助金額に１，０００円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

（事前協議）

第６条　補助金の交付を受けようとする建築主等は、四條畷市狭あい道路拡幅整備事業事前協議書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を市に提出し、事前に協議しなければならない。

1. 付近見取り図
2. 後退用地・隅切りの現況を示す図書
3. 拡幅等の整備計画を示す図書
4. 後退用地又は隅切りに係る土地全部事項証明書
5. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付申請等）

第７条　前条の規定により事前協議が整った建築主等は、四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

1. 四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助事前協議書（様式第１号）の写し
2. 工事費等内訳明細書
3. 付近見取り図
4. 後退用地又は隅切りの現状を示す図書及び写真
5. 寄附しようとする後退用地又は隅切りの整備計画を示す図書（平面図、断面図等）
6. 狭あい道路拡幅整備事業に係る同意書（様式第３号）

（建築主等が土地所有者と異なる場合のみ）

1. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申請書及び書類の提出があったときは、その内容を審査する。審査の結果、補助金の交付を決定したときは、建築主等に対し四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとし、補助金の不交付を決定したときは、四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助金不交付決定通知書（様式第５号）により、通知するものとする。

３　同条第１項の規定による申請は、８月２日から１２月２８日までに行わなければならない。なお、令和７年度以降は４月１日から１２月２８日までの期間とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（拡幅整備の着手等）

第８条　前条第２項に規定する四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付決定通知書を受けた建築主等は、当該通知を受けた日から可能な限り速やかに拡幅整備に着手するものとし、着手したときは直ちに四條畷市狭あい道路拡幅整備事業工事着手届（様式第６号）を市長に届け出なければならない。

（補助事業の変更）

第９条　建築主等は、補助金交付決定後に交付決定の内容に変更が見込まれる場合には、速やかに四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付申請内容変更承認申請書（様式第７号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

1. 四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付決定通知書
2. 変更内容が分かる書類
3. 変更工事費等内訳明細書
4. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申請書及び書類の提出があったときはその内容を審査し、審査の結果、交付決定に係る内容変更を承認するときは、建築主等に対し四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付申請内容変更承認通知書（様式第８号）により通知するものとする。

（補助事業の中止）

第１０条　建築主等は、事情により補助事業を中止しようとするときは、速やかに四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付中止届（様式第９号）に次に掲げる書類を添付し、市長に届け出なければならない。

1. 四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付決定通知書又は四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付申請内容変更承認通知書
2. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（完了報告）

第１１条　建築主等は、補助事業を完了したときは、四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助事業完了報告書（様式第１０号）に次に掲げる書類を添えて、完了検査を受けなければならない。

1. 工事工程写真及び完了写真
2. 領収書の写し
3. 工事費等の明細書又はその写し
4. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の報告書及び書類は、事業が完了した日から起算して２０日を経過した日又は補助金の交付申請を行った日の属する年度の１月３１日のいずれか早い日までに市長に提出し、検査を受けなければならない。

（補助金の確定）

第１２条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を決定し、建築主等に対し四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助金確定通知書（様式第１１号）により、通知するものとする。

（道路の寄附）

第１３条　前条により補助金額が確定したとき、建築主等は市に対し、整備を行った後退用地について、所有権以外の権利設定がない状態で、かつ、市長が必要と認める次に掲げる書類を添付の上、寄附を申し出なければならない。

1. 四條畷市道路寄附申込書（実印を捺印したもの。）
2. 登記原因証明情報（実印を捺印したもの。）
3. 登記承諾書（実印を捺印したもの。）
4. 土地所有者の印鑑証明書（証明書発行から３か月以内のもの。）
5. 資格証明書（法人の場合のみ）
6. 土地全部事項証明書（土地登記簿謄本）
7. 法務局備付地図（分筆後のもの）
8. 土地分筆測量図
9. 土地筆界確認書及び官民境界明示書
10. 位置図
11. 境界プレート等設置位置図
12. 境界プレート等設置写真及び全景写真
13. その他市長が必要と認める図書

（補助金の請求）

第１４条　前条の規定により市に道路の寄附を申し出る際は、四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助金請求書（様式第１２号）を併せて、提出するものとする。

２　市長は、道路寄附による所有権移転が完了した後、速やかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第１５条　市長は、所有権の移転が完了しなかった場合又は四條畷市補助金等交付規則第１４条各号のいずれかに該当すると認められるときは、建築主等に対し四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第１３号）により通知し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付している補助金があるときは、四條畷市狭あい道路拡幅整備事業補助金返還命令書（様式第１４号）により、期限を定めてその返還を命じることができる。

（細目）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和６年８月２日から施行する。

別表　（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 算出基本額 | 補助上限額 |
| （１） | 舗装工事 | ・舗装工事に要した費用に２／３を乗じた額  （ただし、舗装工事に要した費用は、１㎡につき最大２５，３００円までとする。） | 1. 上限５００，０００円 2. 上限５００，０００円 3. 上限５００，０００円   かつ  （１）から（３）までの合計金額の上限は１，０００，０００円とする。 |
| （２） | 側溝等築造工事  及び  交通安全施設設置工事 | ・側溝等築造工事に要した費用に２／３を乗じた額  （ただし、側溝等築造工事に要した費用は、１ｍにつき最大２２，０００円までとする。）  ・交通安全施設設置工事については要協議 |
| （３） | 寄附に係る測量  及び分筆登記業務 | ・測量及び分筆登記に要した費用の２／３ |

備考　舗装面積及び側溝等築造の延長は、小数点第２位以下を切り捨てる。